

**都市景観形成地域に係る景観形成基準 チェックリスト（兵庫運河周辺）**

\* 必要事項を記入の上、「都市景観形成地域等内における行為の届出書」に添付してください。  
 \* チェック欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「-」を記入してください。

記入者	住所	〒	
	所属・氏名		
	T E L		
	※内容の確認等、お問い合わせをさせていただく場合があります。		
行為地について		<input type="checkbox"/> 兵庫運河沿いエリア内	<input type="checkbox"/> 兵庫運河沿いエリア外
<b>制限の内容</b>		<b>チェック</b>	<b>計画内容</b>
配置・ 形態	建築物の配置・形態については、眺望点や対岸からの見え方、背後の山並みへの眺望に配慮すること。		
	建築物等の高さ	・建築物の高さについては、周辺の環境及び景観と調和するよう十分配慮すること。	
	外壁の後退	・運河の護岸からの外壁後退は、3m以上とすること。 ただし、敷地の規模もしくは形状がこの基準によりがたい場合は緩和することができる。	
		・緑化空間や歩行者空間の創出に努めること。	
	形態・意匠	・壁面は分節するなど、長大な壁面をつくらないように努めること。	
		・形態や素材、色彩に変化をつけるなど、運河に面し無表情な大壁面をつくらないようにするとともに、運河に調和した壁面デザインとすること。	
屋上部分	・屋上部分は、建築設備や工作物等で見苦しくならないよう、隠蔽するよう努めること。 ただし、工場設備など、運河に調和し、産業景観に資する場合はこの限りではない。		
材料・ 色彩	外壁・屋根の色彩・素材等については、運河の水面など周辺の環境及び景観との調和、眺望点や対岸からの見え方等に十分配慮すること。		
	外壁の 色彩・素材	・外壁の色は、けばけばしくならないように努めること。	
		・R・YR・Y系の彩度は4以下、その他は2以下、明度は6以上とすること。ただし、自然素材等によって仕上げられる部分の色彩およびアクセントカラーはこの限りでない。 ※アクセントカラー：各立面ごとにその面積の2割未満の範囲内で使用される部分の色彩	
屋根の 色彩・素材	・屋根の色は、けばけばしくならないように努め、落ち着いた低彩度のものとする。彩度は4以下とすること。		
外構・ 植栽	運河の背景として対岸などからの見え方に配慮すること。		
	塀・柵	・運河に面して、塀・柵を設ける場合は、設置位置、高さ、形態などデザインに配慮し、必要以上に閉鎖的にならないようにすること。	
	植栽	・運河に面する部分は、敷地緑化を推進するとともに、花木等による演出に努めること。	

制限の内容		チェック	計画内容
付属物	付属物を設置する場合は、その形態・材料・色彩を周囲の環境と十分調和のとれたものとし、目立たぬように工夫すること。		
	建築設備	・建築設備は、周囲から容易に見える位置には露出させないようにすること。やむをえず露出する場合は、周囲の環境を損なわないように工夫をすること。 ただし、工場設備など、運河に調和し、産業景観に資する場合はこの限りではない。	
	照明設備	・夜間の安全性・快適性を確保するため、建築物および外構部分等における照明に十分配慮すること。	
		・眺望点や対岸からの見え方に配慮した夜間景観の演出に努めること。	
ベランダ等	・ベランダの洗濯物等が外部から見えないように工夫すること。		
屋外 広告物	屋外広告物の設置にあたっては、位置や規模、意匠、色彩等は、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。		
	・屋上広告物は自家用広告物に限り設置することができる。		
	・けばけばしい色彩を避け、建築物等と一体的なデザインとするよう心掛けるとともに、統一感のある景観を形成するよう努めること。		
	・複数の場合は集約化に努め、全体のまとまりに配慮すること。		
その他	・運河に面して施設（ベンチやあずまや、案内サイン、転落防止柵等）を設置する場合は、兵庫運河と調和したデザインとするよう配慮すること。		

■自然素材等の定義

①石系	・素地色のもの。・表面保護のために素地を見せて塗装（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）を施したもの。・骨材の素地色を見せた左官材・吹付け材（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）
②木系	・素地色のもの。・表面保護のために素地を見せて塗装を施したもの。
③土系	・素地色のもの。・表面保護のために素地を見せて塗装（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）を施したもの。
④セメント系	・素地色のもの。・表面保護のために素地を見せて塗装（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）を施したもの。
⑤ガラス	・素地色のもの。・表面保護や調光のために表面処理を施したもの。
⑥レンガ・タイル	・素地色のもの。・表面保護のために素地を見せて釉薬がけ（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）を施したもの。
⑦金属系	・素地色のもの。・表面保護のために素地を見せて塗装を施したもの。・一次電解発色、二次電解着色処理を施したもの。・溶融亜鉛めっき処理を施したもの。
⑧エコロジー系	・ソーラーパネル等。

その他配慮事項

--